

## 阿賀野市条例第30号

### 阿賀野市学校給食センター条例の一部を改正する条例

阿賀野市学校給食センター条例（平成16年阿賀野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び阿賀野市立幼稚園」を削る。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
阿賀野市安田学校給食センター	阿賀野市福永910番地1
阿賀野市京ヶ瀬学校給食センター	阿賀野市姥ヶ橋750番地

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表阿賀野市京ヶ瀬学校給食センターの項は、令和6年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

- 2 改正後の阿賀野市学校給食センター条例の規定に基づく工事着手、対象範囲に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。